

登場
ページ

今週の専門用語



📖 同一の者

組織再編税制において頻りに登場する「同一の者」には特に定義はなく、字句通りに読めば、これには法人も個人も該当し得る。そして、同一の者が個人である場合には、その親族等も含まれる。これは、適格グループ内再編において求められる「同一の者による完全支配関係」（法令4条の3②二ほか）にいう「完全支配関係」について規定する法令4条の2②では、「一の者」の後ろに「その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人」というかっこ書きがあることから分かる。

📖 歩道状空地

マンション等を開発する際に、敷地と接する道路と一体として敷地内に整備される歩行者用の空地のことを指す。開発計画等について歩道状空地の設置を求める自治体は少なくないが、規模や整備手法等は自治体により様々である。ニュースで紹介した裁判事案における自治体では、開発する土地に隣接する道路に一定以上の幅員の歩道が設置されていない場合で地上3階以上のマンション等を建てる時は、道路の境界から幅員2m以上の空地を確保し歩道の形態として整備管理する旨が定められていた。

📖 親族等特殊関係者

社会福祉法上は理事（役員）の親族等特殊関係者として、3親等内の親族などとされており（改正社会福祉法44条⑥）、具体的には3親等内の血族及び3親等内の姻族が該当する。一方、税法上は役員と親族関係にある者などとされている（措令26条の17⑥）。具体的には6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とされ、社会福祉法の要件よりも厳しくなっている。なお、税法だけでなく社会福祉法も理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えてはならないとされている。

17

ページ

18

ページ

40

ページ

From
編集室

◆平成29年度税制改正では、株主総会期日設定の柔軟化に対応するため、法人税の申告期限の見直しが行われる。3月決算会社が7月に株主総会を開催することも可能になる。◆決算日の株主に対して計算書類の報告をすという企業の実務慣行からすると、基準日を変更してまで株主総会を後ろ倒しする企業はそう多くはないと思われる。◆法制審議会の会社法制部会では、今後、会社法改正に向けた議論が行われる。検討課題の1つには、招集通知関連書類の電子化も挙げられている。株主総会の後ろ倒しとまではいかないものの、実現すれば、株主との対話を促進させる施策の1つとなりそうだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第678号

2017年2月13日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい